

**東京都産グリーン水素と下水汚泥由来の二酸化炭素によるグリーンメタン製造（合成）を
実施する事業者の募集に関する質問回答書**

No.	公募要領該当箇所	質問	回答
1	P2 2 (2)	事業期間の延長を想定していますか。	想定していません。森ヶ崎水再生センター内の工事の関係で、令和8年度末までの2か年事業としています。
2	P3 2 (4)、 P7 2 (7)	7 頁に「水素ガス費用は無償とするが、運搬に係る経費については採択事業者が負担とすること。ただし、水素の運搬に要した費用は本事業に必要な経費に計上して差し支えない。」と記載があります。これは、上下水道及び電力同様に採択事業者が運搬事業者へ運搬費用を支払い、その支払った費用を2 (4) の経費として計上することで、東京都から採択事業者へ支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	P6 2 (6) イ (イ)	二酸化炭素分離機等を、事業終了後廃棄ではなく弊社で買い取ることは可能ですか。	原則、廃棄・撤去までを想定しています。なお、リース契約等でコストを抑えることは可能です。
4	P6 2 (6) イ (ウ)	「設置が必要な設備用基礎」と記載があります。試験装置の設置にあたっては、小型装置が多いこともありコンクリート製基礎を設けるのではなく、既存躯体の養生をかねて敷鉄板（厚 22mm）を敷き、各装置は敷鉄板に溶接固定する等必要な転倒防止を行うような据付方法で考えたいのですがよろしいですか。	設置場所の許容耐荷重や転倒防止等、施設や作業員の安全が確保できていれば、設置方法の指定はありません。なお、設置方法は、協定締結後の基本計画や基本設計等の段階で詳細を確認の上、決定します。
5	P6 2 (6) イ (ウ)	雨よけ等を目的とし、一部もしくは大半の試験装置を、御指定の機器設置想定場所においてプレハブを建て、屋内に設置する場合、建築基準法による確認申請の手続きは必要ですか。	想定されているプレハブへの立入り有無や設置工作物の機能等によりますが、基本的に建築基準法による確認申請の手続きは必要です。

6	P6 2 (6) カ	遠隔監視装置等があれば24時間連続運転等のオペレーションも可能ですか。	公募要領 2 (6) カに記載の実施時間帯以外の時間帯に運転・作業する場合は、提案書に時間、人員体制、緊急時対策等を記載いただき、協定締結後に都と協議の上、決定します。
7	P7 2 (7) ア, 2 (8) ア	提供する水素の上限量は 2.7 トンと記載があるが、消化ガスの提供上限量又は使用想定量はありますか。	上限量や使用想定量は定めていません。都が提供する水素上限量及び原則毎週 2 回の水素運搬頻度から、本事業に使用される消化ガス想定量は、森ヶ崎水再生センターの運用上問題ない量になると想定しています。取り出す消化ガス量については本公募の提案書に盛り込んでいただき、消化ガス上限量等は、協定締結後の基本計画や基本設計等の段階で詳細を確認の上、決定します。
8	P8 2 (8) イ	どこから採取した消化ガスの測定結果ですか。	脱硫塔の入口から採取したものです。なお、消化ガス成分は季節によって変動するため、あくまで参考値になります。
9	P9 2 (9) ア	現地説明会において、3φ3W400V100A、3φ3W400V75A×2 箇所と御説明いただきました。メタネーション設備の動力・計装用電源として 3φ3W400V 200A が必要になることが想定されるのですが、供給いただくことは可能ですか。	公募要領及び現場説明会のとおり、現在想定している電源は、第一汚泥処理工場 1 階 (3φ3W400V100A×1 台) と第二汚泥処理工場 2 階 (3φ3W400V75A×2 台) です。なお、その他の電源の使用については、協定締結後の基本計画や基本設計等の段階で詳細を確認の上、決定します。
10	P9 2 (9) ア	「生じた電力代は、採択事業者が施設管理者へ支払うこと。当該費用は 2 (4) の経費として計上して差し支えない。」と記載されています。これは、一旦採択事業者が施設管理者へ支払い、その支払った電力代を 2 (4) の経費として計上することで、東京都から採択事業者へ支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

11	P9 2 (9)イ	「生じた上下水道代は、採択事業者が施設管理者へ支払うこと。当該費用は2 (4) の経費として計上して差し支えない。」と記載されています。冷却水に上水を使用した場合、電力代同様に一旦採択事業者が施設管理者へ支払い、その支払った電力代を2 (4) の経費として計上することで、東京都から採択事業者へ支払われるという理解でよろしいでしょうか。 また、三次処理水を冷却水として利用する計画の場合は、無償にて提供いただけるものでしょうか。	ご認識のとおりです。三次処理水による機器の冷却については、既存設備において接続可能な取合い点等を現時点想定していません。そのため、提案書における冷却水は上水の使用を検討いただき、三次処理水の使用有無及び使用料については協定締結後に都と協議の上、決定します。
12	P10 3 (2)	提案者の要件に「カーボンニュートラルの実現に向けて本事業の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業の経営者が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを有する単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであること。」という記載がありますが、具体的にどのような要件でしょうか。	IRなどで「カーボンニュートラルに取り組む」旨等を想定しています。
13	P11 3 (8)	前払いや部分払いといった途中段階での支払いはありますか。	ありません。都が負担する経費として認められたものについて、令和8年度末に一括で支払います。
14	P12 4 (1)	納税証明書ですが、提出が必要な証明書は以下のどれでしょうか。また、不足しているもの、又は必要ないものはありますか。 ①「法人税」納税証明書 ②「消費税及び地方消費税」納税証明書 ③「法人事業税」納税証明書 ④「法人都民税」納税証明書	都税事務所管轄分である「法人事業税」及び「法人都民税」納税証明書をご提出ください。

15	P12 4 (2)	合成メタン製造量やメタン成分について目標数値や仕様はありますか。	定めていません。ただし、今後の実用価値を期待・評価する側面もあるため、それらの目標値等を本公募の提案書に盛り込むことは可能です。
16	P12 4 (2)	本事業に適用可能なメタネーション機器が複数あるが、東京都としては実現可能性の高い提案とチャレンジングな提案のどちらを重視していますか。	提案書は、外部委員も含めて審査を行うため、審査委員の判断によるものとなりますが、公募要領1に記載の目的等にある本事業の趣旨に基づいて提案いただければ問題ありません。なお、本事業は、「2050東京戦略」にも記載されています。
17	P13 5 (1)	配点は公表されていますか。また、すべての審査項目を達成している必要がありますか。	配点は非公表です。また、審査項目は加点方式であり、必ずしもすべての審査項目を達成している必要はありません。
18	P13 5 (1)	実施体制の「他事業者等と十分な連携が取れる体制となっているか」とは、どのような審査基準になりますか。	複数事業者による提案も考慮しているため、どのような役割分担で、この項目はどの事業者が責任を持つのかということを示してください。複数事業者において、誰も対応しないということがないように体制を整えてください。
19	なし	メタネーション機器設置想定場所への機材搬入経路はどのように考えればよいでしょうか。	森ヶ崎水再生センター施設内の水処理施設及び地下構造物の上部道路は、2トン車（総重量4トン）以下の走行に制限されています。それ以外の道路箇所については一般道と同じ条件となります。なお、機材搬入経路は、協定締結後の基本計画や基本設計等の段階で詳細を確認の上、決定します。
20	なし	既存の消化ガス配管を支持している架台は、本事業でも利用可能でしょうか。	可能です。なお、架台の利用方法は、協定締結後の基本計画や基本設計等の段階で詳細を確認の上、決定します。
21	なし	基礎に打ち込んだアンカーの現状復旧については、地表部分からせん断でよいでしょうか。	問題ありません。なお、処理方法は、協定締結後の基本計画や基本設計等の段階で詳細を確認の上、決定します。

22	なし	既設電気設備等との取合いに関する調整について、東京都が間に入ってご協力いただけますか。	取合いに関する調整が必要となった場合には、施設管理者等と調整することとなります。なお、本事業で使用する機器については、安全装置等を設けていただき、既存設備等に影響がない設計とします。
23	なし	監理技術者等の専任配置が必要でしょうか。	本事業では、監理技術者等の専任は不要です。ただし、貴社が受託事業者等へ発注する内容については、必要な資格者の配置をお願いします。また、本事業を実施する上で適用される法令についても遵守ください。
24	なし	高所作業が想定されるが、東京モノレールとの兼ね合い等によるクレーン作業への制約はありますか。	東京モノレールの軌道の近くで工事や作業をする場合は、事故防止のために、事前の協議が必要となります。
25	なし	必要な打合せ回数の明記がされていないが、具体的に決まっていますか。	定めていません。協定締結後に都と協議の上、決定します。